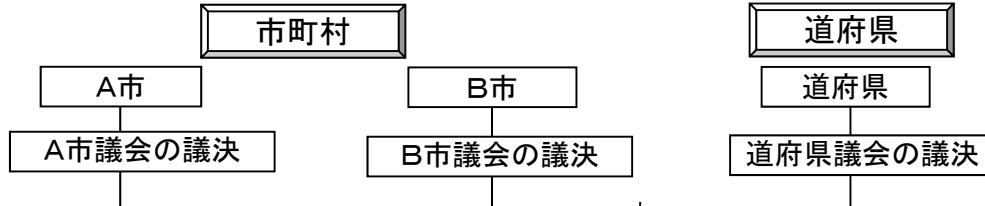


### 特別区の設置の手續

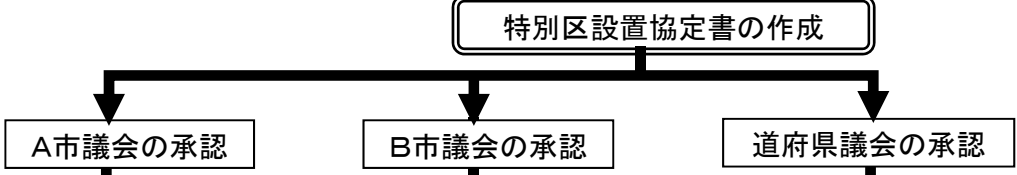
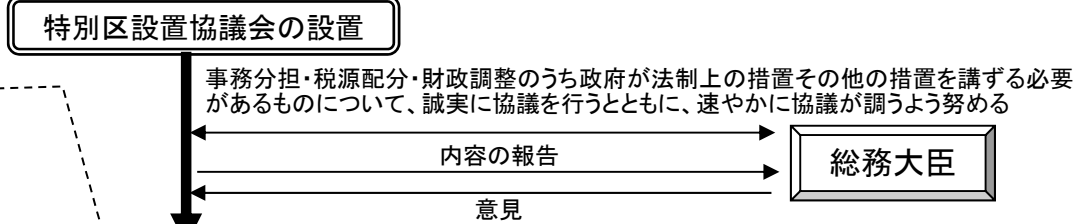
※平成24年9月5日公布



特別区の設置が可能な市町村

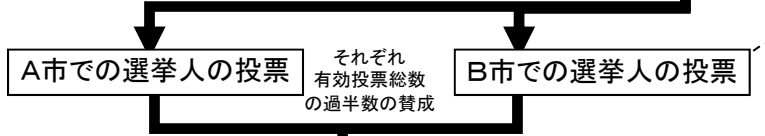
- ① 人口200万以上の指定都市 又は
- ② 一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の一以上の市町村(その市町村が指定都市である場合には、その指定都市に隣接する同一道府県内の一以上の市町村を含む。)であって、その総人口が200万以上のもの

- ① 特別区の設置日
- ② 特別区の名称・区域
- ③ 特別区の設置に伴う財産処分
- ④ 特別区の議会の議員定数
- ⑤ 特別区と道府県の事務分担
- ⑥ 特別区と道府県の税源配分・財政調整
- ⑦ 職員の移管
- ⑧ その他必要な事項



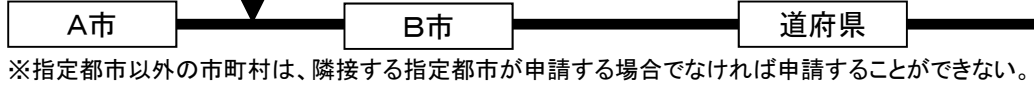
平成24年9月21日施行

### 特別区設置協定書の公表



- ① 市町村長は協定書の内容について分かりやすい説明を行う
- ② 選挙管理委員会は議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布する

政府は、協定書の内容を踏まえて必要があると認めるときは、申請があった日から6月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。



※指定都市以外の市町村は、隣接する指定都市が申請する場合でなければ申請することができない。

### 事務分担等に関する意見の申出

一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、共同して、特別区と道府県の事務分担・税源配分・財政調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができる。  
 政府は、上記申出を受けた日から6月を目途に当該意見を踏まえた新たな措置を講ずる必要の有無を判断し、必要があると認めるときは、当該意見の趣旨を尊重し、速やかに必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

### 特別区を包括する道府県における特別区の設置に係る特例

特別区を包括する道府県において、その区域内の特別区に隣接する一の市町村の区域の全部により特別区を設置するときも、上記の設置手續による。  
 ただし、市町村の区域を分割せず一の特別区を設置するとき、上記の設置手續のうち「選挙人の投票」は不要とする。

### 特別区を包括する道府県に対する法令の適用

特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。

# 大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成24年法律第80号)(抄)

(特別区設置協定書の作成)

第五条 特別区設置協定書は、次に掲げる事項について、作成するものとする。

- 一 特別区の設置の日
- 二 特別区の名称及び区域
- 三 特別区の設置に伴う財産処分に関する事項
- 四 特別区の議会の議員の定数
- 五 特別区とこれを包括する道府県の事務の分担に関する事項
- 六 特別区とこれを包括する道府県の税源の配分及び財政の調整に関する事項
- 七 関係市町村及び関係道府県の職員の移管に関する事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、特別区の設置に関し必要な事項

2 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協議会が特別区設置協定書に前項第五号及び第六号に掲げる事項のうち政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、共同して、あらかじめ総務大臣に協議しなければならない。

3 前項の規定による協議の申出があったときは、総務大臣並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事は、誠実に協議を行うとともに、速やかに当該協議が調うよう努めなければならない。

4 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成しようとするときは、あらかじめ、その内容について総務大臣に報告しなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該特別区設置協定書の内容について検討し、特別区設置協議会並びに関係市町村の長及び関係道府県の知事に意見を述べるものとする。

6 特別区設置協議会は、特別区設置協定書を作成したときは、これを全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事に送付しなければならない。

(特別区を包括する道府県に対する法令の適用)

第十条 特別区を包括する道府県は、地方自治法その他の法令の規定の適用については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都とみなす。

# 大都市地域における特別区の設置に関する法律の対象となる指定都市

## 1 単独で人口200万人を超える指定都市

- ① 横浜市（368.9万人、隣接自治体を含む合計 640.3万人）
- ② 名古屋市（226.4万人、隣接自治体を含む合計 354.3万人）
- ③ 大阪市（266.5万人、隣接自治体を含む合計 564.6万人）

## 2 隣接市町村を含めると人口200万人を超える指定都市

- ④ 札幌市（191.4万人、隣接自治体を含む合計 251.5万人）
- ⑤ さいたま市（122.2万人、隣接自治体を含む合計 346.7万人）
- ⑥ 千葉市（96.2万人、隣接自治体を含む合計 213.3万人）
- ⑦ 川崎市（142.6万人、隣接自治体を含む合計 511.4万人）
- ⑧ 京都市（147.4万人、隣接自治体を含む合計 203.1万人）
- ⑨ 堺市（84.2万人、隣接自治体を含む合計 428.4万人）
- ⑩ 神戸市（154.4万人、隣接自治体を含む合計 290.9万人）

(参考) 隣接する市町村に指定都市が含まれる場合に、当該指定都市に隣接する市町村も含めた場合の総人口

- ① 横浜市・川崎市（640.3万人）
- ② 大阪市・堺市（629.9万人）

# 地方公共団体の主な役割分担の現状

	(保健衛生)	(福祉)	(教育)	(環境)	(まちづくり)	(治安・安全・防災)
<b>道府県</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻薬取扱者(一部)の免許</li> <li>精神科病院の設置</li> <li>臨時の予防接種の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士、介護支援専門員の登録</li> <li>身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校学級編制基準、教職員定数の決定</li> <li>私立学校、市町村立高等学校の設置認可</li> <li>高等学校の設置管理</li> <li>県費負担教職員の任免、給与の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種フロン類回収業者の登録</li> <li>公害健康被害の補償給付</li> <li>建築物用地下水の採取の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画区域の指定</li> <li>市街地再開発事業の認可</li> <li>指定区間の1級河川、2級河川の管理</li> <li>区域区分に関する都市計画決定</li> <li>指定区間外の国道、県道の管理</li> <li>指定区間の1級河川(一部)、2級河川(一部)の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察(犯罪捜査、運転免許等)</li> </ul>
<b>指定都市</b>	<p><b>大阪市が担っている事務の範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の入院措置</li> <li>動物取扱業の登録</li> <li>児童相談所の設置</li> </ul>					
<b>中核市</b>	<p><b>特別区の事務権限を中核市並みにするとしての事務の範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>保健所の設置</b></li> <li>飲食店営業等の許可</li> <li>温泉の利用許可</li> <li>旅館業・公衆浴場の経営許可</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>県費負担教職員の研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可</li> <li>ばい煙発生施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋外広告物の条例による設置制限</li> <li>サービス付き高齢者向け住宅事業の登録</li> </ul>
<b>特例市</b>				<ul style="list-style-type: none"> <li>一般粉じん発生施設の設置の届出の受理</li> <li>汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可</li> <li>土地区画整理組合の設立の認可</li> </ul>	
<b>市町村</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村保健センターの設置</li> <li>健康増進事業の実施</li> <li>定期の予防接種の実施</li> <li>結核に係る健康診断</li> <li>埋葬、火葬の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所の設置・運営</li> <li>生活保護(市及び福祉事務所設置町村が処理)</li> <li>養護老人ホームの設置・運営</li> <li>障害者自立支援給付</li> <li><b>介護保険事業</b></li> <li><b>国民健康保険事業</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の設置管理</li> <li>幼稚園の設置・運営</li> <li>県費負担教職員の職務の監督、勤務成績の評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>一般廃棄物の収集や処理</b></li> <li>騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定(市のみ)</li> </ul>	<p><b>東京都が特別区の存する区域において処理する市町村事務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道の整備・管理運営</li> <li>都市計画決定(上下水道等関係)</li> <li>都市計画決定(上下水道等以外)</li> <li>市町村道、橋梁の建設・管理</li> <li>準用河川の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防・救急活動</li> <li>災害の予防・警戒・防除等(その他)</li> <li>戸籍・住基</li> </ul>

特別区

# 東京都、特別区、大阪府、大阪市の歳入・歳出の状況等について

	東京都	特別区	大阪府	大阪市
人口(人、H22国勢調査)	13,159,388	8,945,695	8,865,245	2,665,314
昼夜間人口比率(H22国勢調査)	1.184	1.309	1.047	1.328
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)	2,188	622	1,898	222
歳入(百万円、H22決算)	6,170,701	3,172,194	3,681,931	1,642,643
地方税	4,190,132	904,918	985,968	626,018
道府県税	2,284,051	0	985,968	0
道府県民税	997,398	0	386,293	0
法人事業税	559,007	0	193,396	0
地方消費税	392,684	0	195,401	0
自動車税	113,101	0	82,512	0
軽油引取税	43,930	0	42,667	0
その他	177,930	0	85,698	0
市町村税	1,906,081	904,918	0	626,018
市町村民税(個人)	0	830,356	0	130,657
市町村民税(法人)	485,484	0	0	108,060
固定資産税	1,112,587	0	0	279,157
特別土地保有税	6	0	0	0
※調整3税合計	1,598,077	0	0	387,217
事業所税	94,354	0	0	24,979
都市計画税	213,650	0	0	57,089
その他	0	74,562	0	26,075
特別区財政調整交付金	0	867,557	0	0
地方交付税、臨時財政対策債	0	0	622,044	139,055
うち普通交付税	0	0	298,242	46,985
(参考)基準財政収入額	1,544,933	1,893,773	696,875	460,590
基準財政需要額	1,762,337	1,298,934	995,117	507,393
うち特別交付税	0	0	1,212	985
うち臨時財政対策債	0	0	322,591	91,085
国庫支出金	452,847	501,200	287,307	333,440
地方債(臨時財政対策債除く)	352,254	48,547	82,491	56,284
その他	1,175,468	849,973	1,704,122	487,848
歳出(百万円、H22決算)	6,012,273	3,074,029	3,641,845	1,641,235
義務的経費	2,192,016	1,583,042	1,178,539	942,921
人件費	1,513,569	634,310	820,976	239,462
扶助費	121,074	838,069	42,934	481,221
公債費	557,373	110,662	314,629	222,238
投資的経費	741,500	361,066	196,887	95,376
その他	3,078,758	1,129,921	2,266,419	602,938

		東京都	特別区	大阪府	大阪市	
部門別職員数(人)	職員数・割合	一般行政	18,491	52,078	8,057	16,999
		教育	11.1%	82.9%	9.6%	44.5%
		警察	62,625	8,002	51,891	4,550
		消防	37.5%	12.7%	62.1%	11.9%
		公営企業等会計	46,721	0	23,092	0
		合計	28.0%	0.0%	27.6%	0.0%
		合計	18,684	0	0	3,423
人口あたり1万人	人口あたり1万人	一般行政	11.2%	0.0%	0.0%	9.0%
		教育	20,297	2,721	489	13,225
		警察	12.2%	4.3%	0.6%	34.6%
		消防	166,818	62,801	83,529	38,197
		公営企業等会計	14	58	9	64
		合計	48	9	59	17
		合計	36	0	26	0
人口1人あたりの税収額(円)	14	0	0	13		
財政力指数(平成22年度)	15	3	1	50		
財政力指数(平成24年度・単年度)	127	70	94	143		
経常収支比率	180,380	328,455	113,570	246,666		
実質公債費比率	1.16	(注) 1.57	0.76	0.94		
将来負担比率	0.87	(注) 1.34	0.73	0.90		
積立金残高(人口1人あたり・千円)	94.5%	85.7%	91.3%	99.4%		
地方債残高(人口1人あたり・千円)	2.2%	1.3%	17.6%	10.2%		
ラスパイレス指数(H23.4.1)	93.6%	-	266.8%	220.6%		
	115	151	41	47		
	436	80	592	1,039		
	102.1	100.0	93.4	100.2		

※特別区の歳入・歳出・人口・面積・部門別職員数は23区の合計であり、その他の項目は23区全域を1つの団体として計算した値である。

※東京都においては、市町村税である法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税について、都が課税することとされている。

※部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数。なお、「一般行政」は議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育、公安を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※人口1人あたりの税収額の人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口による。また、特別区の税収額は特別区の存する区域において東京都と特別区が徴収した市町村税相当額を、東京都の税収額は特別区の存する区域において東京都が徴収した道府県税相当額(市町村税相当額を含まない。)を用いている。

※財政指標については、いずれもH22決算数値 (注)特別区の財政力指数は平成20年度から22年度までの普通交付税の算定に用いる特別区の基準財政需要額と基準財政収入額によって算出しており、他の地方公共団体と比較可能なもの。

※将来負担比率欄の「-」は、充当可能財源等が将来負担額を上回っている場合である。

## 財産、職員の引継ぎ等に関する規定

<東京都を設置した際の財産、職員の引継ぎについて>

◆東京都制(昭和十八年法律第八十九号)(抄)

附則

第百八十一条 本法施行ノ際東京府及東京市ニ属スル財産、営造物、事業及権利義務ハ都之ヲ承継ス

第百八十六条 本法施行ノ際東京市ノ区ニ属スル財産、営造物、事業及権利義務ハ各其ノ区域ヲ以テ区域トスル区之ヲ承継ス

第百八十九条 東京府又ハ東京市ノ有給吏員本法施行ノ際引続キ都ノ官吏ト為リタルトキハ恩給法ノ適用ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ官吏ノ在職ニ継続スル有給吏員ノ勤続年月数ハ之ヲ公務員トシテノ在職年ニ通算ス

<市町村合併の際の職員の身分取扱いについて>

◆市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)(抄)

(職員の身分取扱い)

第十二条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

## 財産、職員の引継ぎ等に関する規定

＜普通地方公共団体の設置の際の長の職務執行者、暫定予算、条例等の扱いについて＞

◆地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)

第一条の二 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第百五十二条又は第二百五十二条の十七の八第一項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

- ② 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者のうちから当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。
- ③ 第一項の場合において関係地方公共団体が一であるときは、関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者が当該普通地方公共団体の長の職務を行う。

第二条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、前条の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、予算が議会の議決を経て成立するまでの間、必要な収支につき暫定予算を調製し、これを執行するものとする。

第三条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、第一条の二の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

## 財産、職員の引継ぎ等に関する規定

### ◆地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)つづき

第四条 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、当該普通地方公共団体の選挙管理委員は、議会において選挙されるまでの間、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の互選により定めた者をもつてこれに充てるものとする。ただし、従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者又は選挙管理委員であつた者の数が新たに設置された普通地方公共団体の選挙管理委員の定数を超えないときは、その者をもつてこれに充て、なお不足があるとき、又は従来その地域の属していた地方公共団体の選挙管理委員たる者若しくは選挙管理委員であつた者がいないときは、第一条の二の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、従来その地域に属していた地方公共団体の選挙管理委員の補充員たる者又は補充員であつた者(これらの者がいないときは、当該普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもつてこれに充てるものとする。

② 前項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、第一条の二の規定による当該普通地方公共団体の長の職務を行う者において、あらかじめ関係人にこれを通知しなければならない。

第五条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、市町村の廃置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

② 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日をもつてこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。

③ 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

④ 前項の普通地方公共団体の長は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。



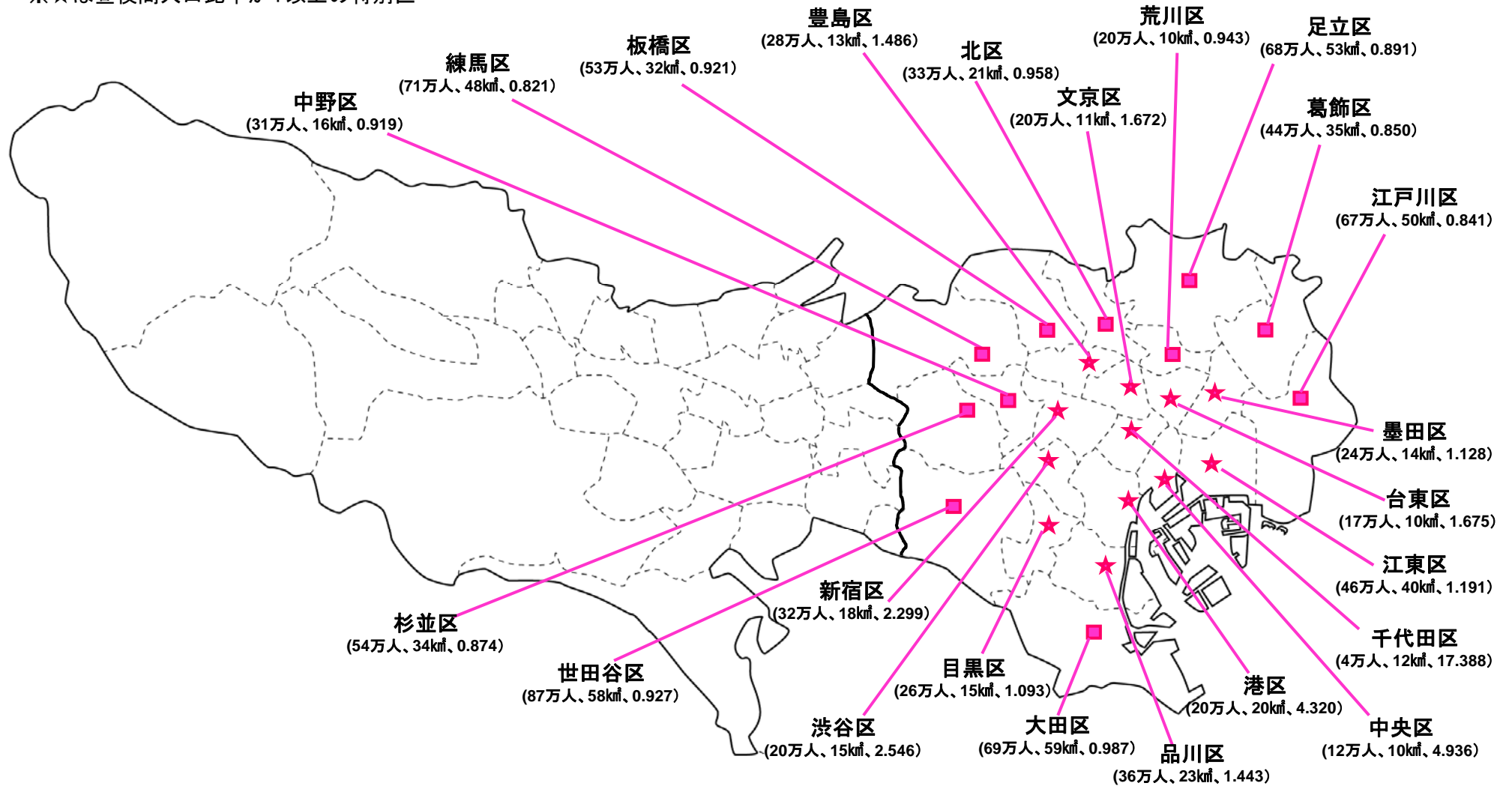
# 特別区一覧

(平成24年4月1日現在)

## ■ 特別区

※括弧内は人口(H22国勢調査、1万人未満切捨て)、面積(H22全国都道府県市区町村別面積調)及び昼夜間人口比率(H22国勢調査)

※★は昼夜間人口比率が1以上の特別区



# 特別区①(千代田区～渋谷区)

		千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	
人口(人、H22国勢調査)		47,115	122,762	205,131	326,309	206,626	175,928	247,606	460,819	365,302	268,330	693,373	877,138	204,492	
昼夜間人口比率(H22国勢調査)		17.388	4.936	4.320	2.299	1.672	1.675	1.128	1.191	1.443	1.093	0.987	0.927	2.546	
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)		12	10	20	18	11	10	14	40	23	15	59	58	15	
部門別職員数(人)	職員数・割合	一般行政	819	1,159	1,721	2,267	1,439	1,351	1,702	2,272	2,153	1,838	3,956	4,202	1,589
			78.4%	80.0%	80.0%	82.1%	80.6%	81.2%	85.6%	80.7%	82.1%	82.0%	87.1%	82.3%	80.3%
		教育	183	247	343	336	246	220	187	444	374	281	431	750	305
			17.5%	17.1%	15.9%	12.2%	13.8%	13.2%	9.4%	15.8%	14.3%	12.5%	9.5%	14.7%	15.4%
	公営企業等会計	43	42	88	159	101	93	100	100	96	122	155	155	85	
		4.1%	2.9%	4.1%	5.8%	5.7%	5.6%	5.0%	3.6%	3.7%	5.4%	3.4%	3.0%	4.3%	
	合計	1,045	1,448	2,152	2,762	1,786	1,664	1,989	2,816	2,623	2,241	4,542	5,107	1,979	
	人口あたり1万人	一般行政	174	94	84	69	70	77	69	49	59	68	57	48	78
		教育	39	20	17	10	12	13	8	10	10	10	6	9	15
		公営企業等会計	9	3	4	5	5	5	4	2	3	5	2	2	4
合計		222	118	105	85	86	95	80	61	72	84	66	58	97	
歳入(百万円、H22決算)		46,894	70,008	105,124	133,914	73,476	90,260	106,202	157,196	136,169	86,784	220,782	242,133	83,908	
地方税		13,946	20,212	59,137	38,344	27,638	17,634	20,055	41,646	39,732	38,027	66,580	105,997	39,399	
地方交付税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国庫支出金		3,002	5,590	8,538	21,578	7,100	18,338	19,773	22,146	17,769	8,824	36,756	37,472	8,035	
地方債		0	579	0	1,814	0	0	3,118	2,604	1,172	860	2,179	6,565	538	
その他		29,946	43,627	37,449	72,179	38,739	54,288	63,256	90,800	77,496	39,073	115,267	92,099	35,936	
歳出(百万円、H22決算)		44,738	67,302	99,089	129,725	70,202	87,171	103,667	152,970	132,095	84,154	217,897	239,156	79,169	
義務的経費		16,447	23,665	36,456	68,156	34,244	49,764	53,011	73,483	55,821	46,208	121,748	115,443	38,134	
人件費		11,557	15,235	20,514	28,291	19,335	15,860	19,697	28,134	26,507	22,768	45,668	50,949	20,950	
扶助費		3,875	7,452	14,705	36,528	12,294	29,741	29,647	42,821	25,660	16,148	67,065	55,263	14,447	
公債費		1,015	979	1,236	3,337	2,615	4,163	3,667	2,528	3,653	7,292	9,015	9,231	2,737	
投資的経費		5,026	13,406	18,463	15,559	4,500	4,600	12,140	15,574	25,293	6,264	20,070	42,544	13,843	
その他		23,266	30,231	44,170	46,009	31,458	32,807	38,516	63,913	50,980	31,683	76,079	81,169	27,192	
財政力指数		0.80	0.68	1.27	0.66	0.62	0.43	0.38	0.47	0.54	0.74	0.55	0.77	1.03	
経常収支比率		77.9%	81.0%	73.2%	87.8%	81.8%	87.6%	93.2%	83.4%	78.8%	97.5%	88.4%	87.0%	92.5%	
実質公債費比率		3.0%	2.3%	-0.5%	0.2%	0.3%	4.7%	1.4%	-1.6%	0.1%	6.3%	1.0%	-0.1%	-0.1%	
将来負担比率		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
積立金残高(人口1人あたり・千円)		1,552	436	638	138	282	180	62	149	188	61	146	73	295	
地方債残高(人口1人あたり・千円)		105	32	39	79	64	128	106	55	68	151	71	81	93	
ラスパイレズ指数(H23.4.1)		100.2	100.6	99.7	99.9	100.3	99.7	99.6	99.8	99.8	100.1	100.8	100.4	99.6	

※ 人口の太枠は50万人以上、網掛けは15万人未満の区、面積の太枠は50km<sup>2</sup>以上、網掛けは13km<sup>2</sup>未満の区

※ 部門別職員数は総務省「地方公共団体定員管理調査」に基づく平成23年4月1日時点の一般職に属する常勤の職員数 (注)「一般行政」は、議会事務局、総務・企画、税務、労働、農林水産、商工、土木、民生、衛生の各部門(教育を除く各種行政委員会を含む。)の総称であり、「公営企業等会計」は、病院、水道、下水道、交通、その他(国保事業、収益事業、介護保険事業、その他)の各部門の総称である。

※ 財政指標については、いずれもH22決算数値。財政力指数の太枠は1.00以上、網掛けは0.40未満の区、経常収支比率の太枠は80.0%未満、網掛けは90.0%以上の区。特別区の財政力指数は、特別区財政調整交付金の算定に要した基準財政需要額と基準財政収入額によって算出したものであり、他の地方公共団体の財政力指数とは定義が異なり、比較できないもの。

※ 将来負担比率欄の「-」は、充当可能財源等が将来負担額を上回っている場合である。

## 特別区②(中野区～江戸川区)

		中野区	杉並区	豊島区	北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区	特別区 平均値	(参考) 都道府県	(参考) 市町村	
人口(人、H22国勢調査)		314,750	549,569	284,678	335,544	203,296	535,824	716,124	683,426	442,586	678,967	388,943			
昼夜間人口比率(H22国勢調査)		0.919	0.874	1.486	0.958	0.943	0.921	0.821	0.891	0.850	0.841	1.309			
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)		16	34	13	21	10	32	48	53	35	50	27			
部門別 職員数 (人)	職員数・割合	一般行政	1,903	2,938	1,744	2,069	1,286	3,068	3,838	3,217	2,516	3,031	2,264		
			85.9%	80.9%	86.2%	83.7%	81.1%	85.1%	81.5%	89.3%	82.7%	80.7%	82.9%		
		教育	196	553	172	287	226	350	658	250	404	559	348		
			8.8%	15.2%	8.5%	11.6%	14.2%	9.7%	14.0%	6.9%	13.3%	14.9%	12.7%		
	公営企業等会計	116	142	108	117	74	187	215	134	122	122	167	118		
		5.2%	3.9%	5.3%	4.7%	4.7%	5.2%	4.6%	3.7%	4.0%	4.4%	4.3%			
	合計	2,215	3,633	2,024	2,473	1,586	3,605	4,711	3,601	3,042	3,042	3,757	2,730		
	人口あたり 1万人	一般行政	60	53	61	62	63	57	54	47	57	45	58		
		教育	6	10	6	9	11	7	9	4	9	8	9		
		公営企業等会計	4	3	4	3	4	3	3	2	3	2	3		
合計		70	66	71	74	78	67	66	53	69	55	70			
歳入(百万円、H22決算)		105,166	161,190	99,320	127,416	82,541	177,870	223,786	245,450	160,752	235,853	137,921			
地方税		29,485	58,662	27,418	25,256	14,424	41,231	59,940	42,053	30,351	47,752	39,344			
地方交付税		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
国庫支出金		15,745	20,615	17,317	20,262	13,813	36,133	40,602	50,539	29,032	42,222	21,791			
地方債		6,473	2,358	1,519	2,447	1,518	4,109	4,366	4,828	0	1,500	2,111			
その他		53,464	79,555	53,066	79,450	52,786	96,397	118,878	148,030	101,369	144,379	74,675			
歳出(百万円、H22決算)		103,454	153,261	96,739	123,409	80,073	174,944	219,473	237,188	154,124	224,030	133,653			
義務的経費		57,378	76,393	52,915	62,670	44,178	104,141	120,617	133,880	84,855	113,435	68,828			
人件費		23,577	37,897	21,041	24,469	16,670	34,806	45,342	38,119	30,395	36,528	27,579			
扶助費		26,623	34,630	25,698	35,454	24,413	62,827	64,857	83,000	50,020	74,902	36,438			
公債費		7,178	3,866	6,176	2,747	3,095	6,508	10,418	12,762	4,441	2,005	4,811			
投資的経費		12,296	17,375	13,160	11,659	7,408	15,068	28,699	21,852	15,593	20,674	15,699			
その他		33,780	59,493	30,664	49,080	28,487	55,736	70,158	81,455	53,676	89,921	49,127			
財政力指数		0.50	0.65	0.52	0.38	0.30	0.44	0.48	0.34	0.35	0.41	(注1) 1.57	0.49	0.53	
経常収支比率		88.4%	84.0%	86.7%	86.7%	85.7%	90.9%	87.1%	85.8%	81.7%	83.0%	85.7%	91.9%	89.2%	
実質公債費比率		2.8%	-2.5%	5.2%	-1.2%	4.1%	0.4%	1.3%	1.9%	6.8%	-3.8%	1.3%	13.5%	(注2) 10.5%	
将来負担比率		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	220.8%	(注2) 79.7%	
積立金残高(人口1人あたり・千円)		118	63	132	133	130	74	74	158	183	155	151	54	73	
地方債残高(人口1人あたり・千円)		165	27	113	93	99	74	79	111	96	27	80	669	457	
ラスパイレース指数(H23.4.1)		100.2	100.5	99.1	99.7	99.3	99.7	99.8	100.7	100.0	99.6	100.0	99.3	市:98.8 町村:95.3	

※ 「特別区平均値」欄の人口・面積・部門別職員数・歳入・歳出は特別区の合計値を23で割ったものであり、その他は特別区全域を1つの団体として計算した値である。

※ 「(参考)都道府県」、「(参考)市町村」欄の財政力指数は単純平均であり、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、ラスパイレース比率は加重平均である。

(注1) 「特別区平均値」欄の財政力指数は、平成20年度から22年度までの普通交付税の算定に用いる特別区の基準財政需要額と基準財政収入額によって算出しており、他の地方公共団体と比較可能である。

(注2) 「(参考)市町村」欄の実質公債費比率及び将来負担比率は、特別区を含んでいる。

# 児童相談所の概要

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市・金沢市)が児童相談所を設置することとされている。

○児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。
  - イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。
  - ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
  - ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
  - ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
  - ホ 児童の一時保護を行うこと。
  - ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

②～⑤ (略)

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)及び同項第二号ロからホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

第五十九条の四 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市(以下「児童相談所設置市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2～4 (略)

※ 地方自治法施行令第174条の49の2において、児童相談所の設置に関する事務は中核市が処理する事務から除外されている。

○児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)

第四十五条の二 法第五十九条の四第一項の政令で定める市は、横須賀市及び金沢市とする。

# 児童相談所の設置状況

(単位:箇所、人)

	児童相談所数	人口	1か所あたりの人口
北海道	8	3,592,874	449,109
青森県	6	1,373,339	◆ 228,890
岩手県	3	1,330,147	443,382
宮城県	3	1,302,179	434,060
秋田県	3	1,085,997	◆ 361,999
山形県	2	1,168,924	584,462
福島県	4	2,029,064	507,266
茨城県	3	2,969,770	989,923
栃木県	3	2,007,683	669,228
群馬県	3	2,008,068	669,356
埼玉県	6	5,972,122	995,354
千葉県	6	5,254,540	875,757
東京都	11	13,159,388	○1,196,308
特別区等	7	9,377,078	○1,339,583
特別区等以外	4	3,782,310	945,578
神奈川県	5	2,798,177	559,635
新潟県	5	1,562,549	◆ 312,510
富山県	2	1,093,247	546,624
石川県	2	707,427	◆ 353,714
福井県	2	806,314	403,157
山梨県	2	863,075	431,538
長野県	5	2,152,449	430,490
岐阜県	5	2,080,773	416,155
静岡県	5	2,247,944	449,589
愛知県	10	5,146,825	514,683

	児童相談所数	人口	1か所あたりの人口
三重県	5	1,854,724	◆ 370,945
滋賀県	2	1,410,777	705,389
京都府	3	1,162,077	◆ 387,359
大阪府	6	5,357,965	892,994
兵庫県	5	4,043,933	808,787
奈良県	2	1,400,728	700,364
和歌山県	2	1,002,198	501,099
鳥取県	3	588,667	◆ 196,222
島根県	4	717,397	◆ 179,349
岡山県	3	1,235,692	411,897
広島県	3	1,686,907	562,302
山口県	5	1,451,338	◆ 290,268
徳島県	3	785,491	◆ 261,830
香川県	2	995,842	497,921
愛媛県	3	1,431,493	477,164
高知県	2	764,456	◆ 382,228
福岡県	6	2,631,379	438,563
佐賀県	1	849,788	849,788
長崎県	2	1,426,779	713,390
熊本県	2	1,082,952	541,476
大分県	2	1,196,529	598,265
宮崎県	3	1,135,233	◆ 378,411
鹿児島県	3	1,706,242	568,747
沖縄県	2	1,392,818	696,409
都道府県計	178	100,024,280	561,934

	児童相談所数	人口	1か所あたりの人口
札幌市	1	1,913,545	○1,913,545
仙台市	1	1,045,986	○1,045,986
さいたま市	1	1,222,434	○1,222,434
千葉市	1	961,749	961,749
横浜市	4	3,688,773	922,193
川崎市	3	1,425,512	475,171
相模原市	1	717,544	717,544
横須賀市	1	418,325	418,325
新潟市	1	811,901	811,901
金沢市	1	462,361	462,361
静岡市	1	716,197	716,197
浜松市	1	800,866	800,866
名古屋市	2	2,263,894	○1,131,947
京都市	1	1,474,015	○1,474,015
大阪市	1	2,665,314	○2,665,314
堺市	1	841,966	841,966
神戸市	1	1,544,200	○1,544,200
岡山市	1	709,584	709,584
広島市	1	1,173,843	○1,173,843
北九州市	1	976,846	976,846
福岡市	1	1,463,743	○1,463,743
熊本市	1	734,474	734,474
市計	28	28,033,072	1,001,181
全体計	206	128,057,352	621,638

※児童相談所数は平成23年12月23日現在(出典:厚労省HP、東京都HP)

※人口は平成22年国勢調査人口。都道府県の人口からは指定都市及び児童相談所設置市の人口を除いている。

※「1か所あたりの人口」欄の「○」印は児童相談所が人口100万人以上に一か所であることを、「◆」印は児童相談所が人口40万人(特別区の平均人口388,943人)以下に一か所であることを示す。

※東京都の特別区等は、特別区及び武蔵野市、三鷹市、狛江市、島嶼部。

## 特別区における支所の設置状況等①

		千代田区	中央区	港区	新宿区	文京区	台東区	墨田区	江東区	品川区	目黒区		
人口(人、H22国勢調査)		47,115	122,762	205,131	326,309	206,626	175,928	247,606	460,819	365,302	268,330		
昼夜間人口比率(H22国勢調査)		17.39	4.94	4.32	2.30	1.67	1.68	1.13	1.19	1.44	1.09		
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)		12	10	20	18	11	10	14	40	23	15		
都議会議員数		1	1	2	4	2	2	3	4	3	3		
区議会議員数		25	30	34	38	34	32	32	44	40	36		
中学校数		2	4	10	10	10	7	12	23	15	10		
町会等の数	地区町会連合会の数	8	19	7	11	9	11	21	8	13	12		
	単一町会・自治会の数	109	174	236	202	155	199	167	274	205	82		
支所	名称	出張所	特別出張所 (区民センター)	総合支所	特別出張所	地域活動センター	区民事務所・分室	地区センター	出張所	出張所	地域センター	地区サービス事務所	
	箇所数	6	2	5	10	9	5	6	5	8	13	5	
	主な所管事務	住民基本台帳事務	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
		印鑑登録事務	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
		戸籍等証明事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		国民健康保険、介護保険等	○	○	○	○		○		○	○	○	○
		税等の収納事務等	○	○	○	○		○		○	○	○	○
		児童生徒の転入学手続			○	○				○		○	
		児童手当等に関すること	○	○	○	○							○
		母子健康手帳の交付等	○	○	○	○	○	○		○	○		○
		畜犬登録等	○		○	○				○		○	○
		防災・災害対策	○	○	○	○	○	○	○				
	青少年対策			○	○				○				
	道路等の維持管理			○									
その他			○総合支所ごとに区民参画組織を設置し、「地区版基本計画書」を策定	○特別出張所ごとに新宿区総合計画に定める地域別まちづくり方針を作成 ○地域コミュニティの拠点としても機能	○地区町会連合会の単位をもとに配置 ○地域活動センターごとに青少年対策地区委員会※を設置 ※町会、小・中PTA、保護者会、民生委員、児童委員協議会等の組織から参加。	○地区町会連合会の単位をもとに区民事務所・分室、地区センターを配置		○出張所ごとに青少年対策地区委員会を設置	○地区町会連合会の単位をもとに配置				

出典：東京都区市町村年報2011(東京都作成資料)、その他東京都を通じ特別区から聴取し作成

## 特別区における支所の設置状況等②

		大田区	世田谷区			渋谷区	中野区	杉並区	豊島区		
人口(人、H22国勢調査)		693,373	877,138			204,492	314,750	549,569	284,678		
昼夜間人口比率(H22国勢調査)		0.99	0.93			2.55	0.92	0.87	1.49		
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)		59	58			15	16	34	13		
都議会議員数		8	8			2	4	6	3		
区議会議員数		50	50			34	42	48	36		
中学校数		28	29			8	11	23	8		
町会等の数	地区町会連合会の数	18	27 ※地区町会連合会をとりまとめる地域町会連合会(5)が総合支所ごとに存在			11	14	17	12		
	単一町会・自治会の数	217	196			105	110	161	129		
支所	名称	特別出張所	総合支所	出張所	まちづくりセンター	出張所	区民サービスセンター(出張所を兼ねる)	地域事務所	区民事務所・分室、駅前事務所	区民事務所	
	箇所数	18	5	7	20	9	1	5	10	2	
	主な所管事務	住民基本台帳事務	○	○	○		○	○	○	○	○
		印鑑登録事務	○	○	○		○	○	○	○	○
		戸籍等証明事務	○	○	○		○	○	○	○	○
		国民健康保険、介護保険等	○	○	○		○	○	○	○	○
		税等の収納事務等	○	○	○		○	○	○	○	○
		児童生徒の転入学手続	○	○	○				○	○	○
		児童手当等に関すること	○					○	○	○	○
		母子健康手帳の交付等	○	○	○	○	○	○		○	○
		畜犬登録等		○	○		○	○	○		○
		防災・災害対策	○	○	○	○					
	青少年対策	○	○	○	○						
	道路等の維持管理										
その他	○地区町会連合会の単位をもとに配置 ○特別出張所ごとに地域力推進地区委員会※(委員は区民活動団体の代表等)を設置 ※自治会、消防団、商店街協同組合、民生委員等と密接な連絡をとり、地域実情に応じた住みよい地域社会の推進をはかるもの	○世田谷区社会福祉協議会の地域社会福祉協議会事務所が総合支所単位(5地域)に設置 ○身近なまちづくり推進協議会※(委員は地区住民から選出)が出張所、まちづくりセンターごと(27地区)に設置 ※50名程度の委員を中心に「住みよいまち世田谷」の実現に向け幅広く活動を展開(ごみ減量、リサイクル推進、美化活動、緑化推進、放置自転車対策、防災・防犯対策、健康増進など)									

出典：東京都区市町村年報2011(東京都作成資料)、その他東京都を通じ特別区から聴取し作成

### 特別区における支所の設置状況等③

		北区	荒川区	板橋区	練馬区	足立区	葛飾区	江戸川区							
人口(人、H22国勢調査)		335,544	203,296	535,824	716,124	683,426	442,586	678,967							
昼夜間人口比率(H22国勢調査)		0.96	0.94	0.92	0.82	0.89	0.85	0.84							
面積(km <sup>2</sup> 、H22.10.1)		21	10	32	48	53	35	50							
都議会議員数		4	2	5	6	6	4	5							
区議会議員数		44	32	46	50	45	40	44							
中学校数		12	10	23	34	37	24	33							
町会等の数	地区町会連合会の数	19	8	18	4	25	19	10							
	単一町会・自治会の数	180	120	216	254	436	238	282							
支所	名称	区民事務所	区民事務所分室	区民事務所	赤塚支所	区民事務所	地域センター	区民事務所	出張所	区民事務所	出張所	区民事務所	区民サービスコーナー	出張所	
	箇所数	3	7	4	1	6	18	4	13	17	6	4	5		
	主な所管事務	住民基本台帳事務	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		印鑑登録事務	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
		戸籍等証明事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		国民健康保険、介護保険等	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○
		税等の収納事務等	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		児童生徒の転入学手続	○			○	○		○		○	○			○
		児童手当等に関すること				○					○	○			
		母子健康手帳の交付等	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○
		畜犬登録等	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○
		防災・災害対策			○	○		○			○				
	青少年対策				○		○			○				○	
	道路等の維持管理														
その他				○地区町会連合会の単位をもとに地域センターを配置 ○地域センターごとに青少年健全育成地区委員会事務局、環境行動委員会地区事務局を設置(それぞれの委員は地区住民から選出)			○各区民事務所・出張所ごとに地域支援推進事務局および青少年育成地区委員会事務局を設置	○各区民事務所ごとに青少年対策地区委員会事務局を設置	○各区民サービスコーナー	○区民館と環境をよくする地区協議会※を出張所ごとに設置 ※町会・自治会などの各種団体から選出された委員によって構成され、美化運動や違法駐車キャンペーンなどを展開					

出典：東京都区市町村年報2011(東京都作成資料)、その他東京都を通じ特別区から聴取し作成



# 支所・出張所・地域自治区の関係条文

## ◆地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第一百五十五条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁(道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。)及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

- ② 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- ③ 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

### (地域自治区の設置)

第二百二条の四 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

- 2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。
- 3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもつて充てる。
- 4 第四条第二項の規定は第二項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第七十五条第二項の規定は前項の事務所の長について準用する。

# 東京都市圏における広域行政課題への主な対応状況

	組織等の名称	組織等の性格	事務の内容	構成団体
防災	東京消防庁	都の機関	23区の消防事務。さらに、稲城市及び島嶼部を除く全市町村から事務の委託を受け、消防事務を処理	—
	災害時相互応援に関する協定等	他地方公共団体との相互応援協定	災害時における物資等の提供及び斡旋、職員の派遣等	各相互応援協定による
衛生	東京二十三区清掃一部事務組合	一部事務組合	ごみ処理施設の整備及び管理運営	東京23区
	臨海部広域斎場組合	一部事務組合	火葬場及びこれに併設する葬儀式場の設置及び管理運営	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区
インフラ	東京都水道局	都の内部組織	武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村及び島嶼部を除く全市区町村の水道事業	—
	神奈川県内広域水道企業団	一部事務組合	構成団体へ水道用水を供給	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市
職員	彩の国さいたま人づくり広域連合	広域連合	県及び市町村の職員研修、市町村相互間の職員交流等	埼玉県、県内市町村
	特別区人事・厚生事務組合	一部事務組合	人事委員会に関する事務、非常勤職員の公務災害補償等	東京23区
分野横断・その他	千葉県市町村総合事務組合	一部事務組合	職員研修機関の設置及び運営、住民の予防接種事故救済措置、消防救急無線設備の整備及び管理等	県内全市町村、38一部事務組合、1広域連合
	九都県市首脳会議	任意の首長会議	環境問題、廃棄物問題、防災・危機管理対策等に係る検討	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市

地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成22年7月1日現在)等より作成

# 大阪都市圏における広域行政課題への主な対応状況

	組織等の名称	組織等の性格	事務の内容	構成団体
防災	大阪市消防局	大阪市の機関	大阪市域の消防事務	—
	守口市門真市消防組合等	一部事務組合	大阪市周辺市は、必要に応じて、消防事務を広域で処理	各一部事務組合による
	災害相互応援等に関する実施協定等	他地方公共団体との相互応援協定	災害時における物資等の提供及び斡旋、職員の派遣等	各相互応援協定による
	淀川左岸水防事務組合等	一部事務組合	水災の警戒、防御等	京都市、大阪市、堺市等で河川ごと
インフラ	大阪広域水道企業団	一部事務組合	構成団体へ水道用水を供給 工場等へ工業用水を供給	府内全市町村(大阪市を除く。)
	阪神水道企業団	一部事務組合	構成団体へ水道用水を供給	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市
	大阪港広域臨海環境整備センター	広域臨海環境整備センター法に基づく法人	廃棄物最終処分場の建設、改良等、 廃棄物による海面埋立て、 廃棄物埋立護岸の建設、改良等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、京都市、 大阪市、神戸市他165市町村
	巨椋池排水機場管理協議会	協議会	排水機場の運転、管理等	京都市、宇治市、久御山町
分野横断・その他	関西広域連合	広域連合	広域防災、広域観光・文化振興、 広域産業振興、広域医療、広域環境 保全、資格試験・免許、職員交流等	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 和歌山県、鳥取県、徳島県、 京都市、大阪市、堺市、神戸市
	関西4都市市長会議	任意の首長会議	共同観光誘客、温暖化対策、シン ポジウム等についての検討	京都市、大阪市、堺市、神戸市
	関西国際空港全体構想促進協議会	任意の協議会	国に対する要望活動、集客・利用促 進事業等	京都府、大阪府、京都市、大阪 市、堺市他82団体(民間含む)

地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成22年7月1日現在)等より作成

# 名古屋都市圏における広域行政課題への主な対応状況

	組織等の名称	組織等の性格	事務の内容	構成団体
防災	名古屋市消防局	名古屋市の機関	名古屋市域の消防事務	—
	海部南部消防組合等	一部事務組合	名古屋市周辺市町村は、必要に応じて、消防事務を広域で処理	各一部事務組合による
	中部九県一市災害応援協定等	他地方公共団体との相互応援協定	災害時における物資等の提供及び斡旋、職員の派遣等	各相互応援協定による
インフラ	愛知県企業庁水道部	愛知県の内部組織	県内市町村のうち名古屋市、清須市(一部)、あま市(一部)、大治町及び三河山間地域を除く地域へ水道用水を供給	—
	名古屋港管理組合	一部事務組合	名古屋港の修築及び管理運営	愛知県、名古屋市
分野横断・その他	衣浦東部広域行政圏協議会	協議会	図書相互貸出し、消防の広域化、地方分権の研究等	碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
	名古屋市近接市町村長懇談会	任意の首長会議	分野横断的に意見交換	名古屋市他31市町村
	中部国際空港利用促進協議会	任意の協議会	中部国際空港の利用促進のための観光情報発信等	愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市、民間企業等

地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成22年7月1日現在)等より作成

# 首都圏整備法の条文①

## ◆首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「首都圏」とは、東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域をいう。  
2～5（略）

### ※首都圏整備法施行令（昭和三十二年政令第三百三十三号）

（東京都の区域の周辺の地域）

第一条 首都圏整備法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定めるその周辺の地域は、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の区域とする。

（首都圏整備計画の内容）

第二十一条 首都圏整備計画は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 首都圏内の人口規模、土地利用の基本的方向その他首都圏の整備に関して基本となるべき事項
- 二 既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもののうち、それぞれその根幹となるべきもの（首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものを含む。）
  - イ 宅地の整備に関する事項
  - ロ 道路の整備に関する事項
  - ハ 鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項
  - ニ 電気通信等の通信施設の整備に関する事項
  - ホ 公園、緑地等の空地の整備に関する事項
  - ヘ 水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事項
  - ト 河川、水路及び海岸の整備に関する事項
  - チ 住宅等の建築物の整備に関する事項
  - リ 学校等の教育文化施設の整備に関する事項
  - ヌ その他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの

## 首都圏整備法の条文②

三 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号ロからニまでに掲げる事項又は同号へ及びトに掲げる事項のうち、それぞれその根幹となるべきもの(首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められる首都圏の地域外にわたるものを含む。)

2～3 (略)

### ※首都圏整備法施行令

(その他首都圏の整備に関する事項)

第三条 法第二十一条第一項第二号又の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 中央卸売市場の整備に関する事項
- 二 墓地及び火葬場の整備に関する事項
- 三 病院等の医療施設の整備に関する事項
- 四 文化財の保存のための施設の整備に関する事項
- 五 社会福祉施設の整備に関する事項
- 六 と畜場の整備に関する事項
- 七 駐車場の整備に関する事項
- 八 流通業務市街地における流通業務施設の整備に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備のため特に必要と認められる施設の整備に関する事項

(首都圏整備計画の決定)

第二十二条 首都圏整備計画は、国土交通大臣が関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見を聴いて決定するものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係都県から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。

2～5 (略)

(協力及び勧告)

第二十九条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、首都圏整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

2 (略)